

## 計画改定に係る論点整理

項 目	現 状 ・ 課 題	論 点
<p>(1) 消費者被害の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢等特性に合わせた消費者被害の未然防止</li> <li>・ 特殊詐欺や悪質商法等による高齢者被害への対応</li> <li>・ インターネット取引被害への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年年齢引き下げへの対応の集中的な取組についての残された課題（審議会）</li> <li>・ 若年消費者向け相談窓口の利用の低迷（施策推進状況）</li> <li>・ インターネットやSNSに係る相談は年齢に関わらず増加（相談状況）</li> <li>・ 消費者安全確保地域協議会設置のインセンティブとなる取組の検討が必要（有識者会議）</li> <li>・ 町内会など地域での見守りが必要であるが、地域力をアップするための検討が必要（審議会）</li> <li>・ 適格消費者団体等との定期的な情報交換や意見交換が必要（審議会）</li> <li>・ 新しいデジタル時代への対応は課題（審議会）</li> <li>・ 投資を巡る消費者被害への対応は若年者や高齢者に限らず勤労者世代への対応も必要（審議会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の中、高校生への消費者教育の実施方策</li> <li>・ 相談窓口の今後の展開（若年者相談窓口等）</li> <li>・ 勤労者世代への対応</li> <li>・ 消費者安全確保地域協議会への支援</li> <li>・ 福祉部門との連携の方策</li> <li>・ 関係団体との連携方策</li> <li>・ デジタル化を踏まえた消費生活相談・情報提供の方策</li> <li>・ 勤労者世代も含めた消費者教育の実施</li> </ul>
<p>(2) 迅速な問題解決と拡大防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル社会における相談体制づくり</li> <li>・ 府内の消費生活相談体制の強化</li> <li>・ 取引の適正化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談のDX化、P I O - N E T の更新の影響についても検討が必要（審議会）</li> <li>・ 府と市町村で情報共有を進め、更なる連携や議論が必要（有識者会議）</li> <li>・ 府内どこにいても相談が受けられるよう、今後各市町村で相談体制が維持できる仕組みの実現に係る議論が必要（審議会）</li> <li>・ 悪質商法の撲滅を目指した取り組みの強化が必要（数値目標）</li> <li>・ 消費者志向経営など事業者団体と連携した適正取引の更なる推進（数値目標）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談のDX化に伴う相談体制・情報提供の推進方策</li> <li>・ 府と市町村との連携強化</li> <li>・ 有識者会議での提言の計画への反映と施策の具体化</li> <li>・ 市町村消費生活センターや京都府警察との更なる連携</li> <li>・ 消費者志向経営、適正取引の推進に向け、事業者団体との連携強化方策</li> </ul>

項 目	現 状 ・ 課 題	論 点
<p>(3) 消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者教育の機会拡大</li> <li>・ 消費者教育の担い手の養成・支援等</li> <li>・ 公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットやSNSに係る相談は年齢に関わらず増加（相談状況）</li> <li>・ 投資を巡る消費者被害への対応は若年者や高齢者に限らず勤労者世代への対応も必要（審議会）</li> <li>・ 大学のコンシューマーボランティアは不足しており、大学組織や大学生協との連携による取組推進（審議会）</li> <li>・ 大学卒業後もボランティア活動が途切れることなく、それぞれの世代でできるだけ長くかかわってもらえる仕組みや活動が必要（審議会）</li> <li>・ エシカル消費に係る認知度が低い（広報モニター調査）</li> <li>・ エシカル消費に係る情報発信の強化が必要（数値目標）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者のデジタルリテラシーの向上</li> <li>・ 金融経済教育の推進</li> <li>・ 大学や大学生協と連携した取組の推進</li> <li>・ 一般のコンシューマーボランティア（くらしの安全推進員）の活動の活性化</li> <li>・ 事業者団体と連携した事業の推進</li> <li>・ 消費者ボランティア等による啓発・情報発信の推進</li> </ul>